

指定可燃ごみ袋が購入できない場合のごみの出し方について(臨時措置)

日頃より、本市環境行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
中東情勢の影響により、全国的に石油化学製品の調達が不安定な状況にあり、本市でも指定可燃ごみ袋について品薄な状況にあります。

指定可燃ごみ袋が購入できない場合には、以下のとおり対応いただきますようお願いいたします。



○市販袋を用いた「可燃ごみ」の出し方について

1. 実施期間：令和8年6月8日(月)から同年7月10日(金)収集分まで
2. 対象となるごみの種類：「可燃ごみ(燃やせるごみ)」
3. 使用できる袋：市販の①「透明」、②「白色半透明」の袋
(25リットル～50リットルサイズ)
4. 出し方：油性ペンで袋に「町内名」・「ごみ出しをした方の氏名」を大きく書いて、ごみステーションに出してください。
5. 備考：

・レジ袋、黒袋、肥料袋、紙袋など、上記以外の袋は使用できません。

- ・市販袋でゴミを出す場合、各世帯で購入していただく必要があります。
- ・通常どおり、「市指定可燃ごみ袋」を利用いただくことも可能です。
- ・袋への「可燃ごみ」との記入は不要です。
- ・不燃ごみ、資源物は通常どおりの廃棄方法になります。
- ・現時点では、6月末日までに市指定ごみ袋の調達ができる予定です。

※市ホームページはこちらから
(英語での案内あり)
Information English is
available here



【問い合わせ先】
新庄市環境エネルギー課
TEL: 29-5826(直通)